個人情報保護委員会（第371回）議事概要

１　日　時：令和８年10月７日（水）13:00～
２　場　所：個人情報保護委員会　委員会室
３　出席者：手塚委員長、清水委員、藤本委員、木田委員、藤村委員、
　　小笠原委員、宍戸委員、新保委員、藤井委員
　　佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、津村審議官、
　　松谷総務課長、香月参事官、日置参事官、在津参事官、片岡参事官、
　　安蒜参事官
４　議事の概要
（１）議題１：大規模な漏えい等事案を踏まえた対応について
　事務局から、資料に基づき説明を行った。
　清水委員から「手法の例示等の新しい部分を先取りする形で示すということは、まだ変わる可能性があるということか。それはそれでよいかと思うが、新聞報道では高度なＡＩを使った攻撃が増えているのではないかというように見受けられるところ、この新しい部分がそれに対応しているかのようなイメージを受けるのではないかと感じた」旨の発言があった。
　これに対し、片岡参事官から「パブリックコメントによって今後変更になる可能性はある。現時点で近時の大規模な漏えい等事案が新しい攻撃手法によるものかは不明であるが、ゼロトラストの内容も取り入れており、現時点で個人情報保護委員会として持ち得る情報を参考として提供する意図である」旨の発言があった。
　小笠原委員から「資料１の「３　不要となった個人データの消去」について、利用する必要がなくなったのに消去していないという場合だけでなく、法令等で必要だと誤解し、利用する必要がなくなったかどうかを確認しないで保有をしている場合も考えられるため、利用する必要がなくなったかどうかも含めて確認をすべきである旨を追加していただけると、事業者が対応する方法がより明らかになる」旨の発言があった。
　藤村委員から「昨今、官民における大規模な漏えい等事案が急激に増えていることが、報道等を通じて、官民及び一般の国民にも広く知られているところである。こういったことが今増えている理由は現時点では特定し難くなっており、これが一時的な状況なのか、今後も収束せずに続くものなのか、あるいは、更に件数が増加するといったこともあるかもしれないが、現時点では今後の見通しは明らかではない状況だと認識している。
　また、攻撃手段も、従来型の方法によるものなのか、ＡＩを使った新たな攻撃手法なのかを、今特定している段階にあるのだと思っている。こういった状況の中で、官民の関連機関と連携しながら、背景や攻撃手法を突き止める努力等を是非続けていただき、個人情報保護委員会から適切な対策や措

置を、広く国民に周知・啓発する活動を続けていただければと思っている。引き続き、お願いしたい」旨の発言があった。

宍戸委員から「これは、時宜にかなった対応を事務局において検討いただいていると思う。

１点目は、事業者に向けて広く公表するという資料１の注意喚起について、個人情報の保護に関する基本方針２（３）①には「認定個人情報保護団体と連携した研修等を通じて、各主体に対する共有や周知啓発を行うものとする。」とあるので、是非認定個人情報保護団体を経由した個人情報取扱事業者向けの周知も検討していただきたい。

２点目が、清水委員もおっしゃった安全管理措置等の関係の部分について、資料１の別紙の 10－６の改訂の内容を現行の個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）にあるものと比較してみると、（５）の「不正アクセス等の検知等」があるほか、（１）から（４）までもかなり詳しく書き込んでおり、これは手法の例示等を書換えによりかなりバージョンアップをしているものと受け止めた。今回の予定として示す安全管理措置の手法の例示については、これまでのものも踏まえてかなり詳しく書き込んでいただき、また、ゼロトラストの考え方も踏まえているということは、いろいろな場面で、より積極的に強く発信をしていっていただきたい。

また、「ＷＡＲＮＩＮＧ」、注意喚起の文書であるが、特に事例９の「ＡＰＩが悪用される事例」について、フロンティアＡＩを使用したという話はあるが、結局はＡＰＩの穴を突いてきたのかもしれないため、ＡＰＩ対策はどちらにしろ必要なことであり、これを書き足していることの意味も含めて適切にコミュニケーションを図って強力に発信していっていただきたい」旨の発言があった。

新保委員から「昨今、大規模な漏えい等事案が頻発し、社会的にも広く注目を集めており、その対策が各事業者をはじめ官民ともに喫緊の課題になっている。そのような状況において、今回の注意喚起の対象は、特定の事業者又は特定の分野における個人情報の取扱いを特に注意喚起するということではなく、国民に広く普及し、大量の個人情報を取り扱う個人情報取扱事業者一般に対して広く周知を行うことが必要であると考えられる。特定の事業者、特に今回漏えい等を発生させた事業者のみが、今回の注意喚起の発出によって注意を行うということではなく、社会一般に広くこの問題を深刻なものと受け止めて、不正アクセスをはじめとする大量の個人データの漏えい等事案へ早急に取り組むことが必要と考えるので、この文書の意義は非常に大きいと思う。可及的速やかに注意喚起を発出していただきたい」旨の発言があった。

藤本委員から「大規模な漏えい等事案が複数発生しているタイミングで、多くの個人情報取扱事業者において、対応の検討が始まっているのではな

いかと推測されるところである。そういった状況の中で、参考になるような注意喚起が発出されるというのはタイミングとしてとても適切であり、賛同する。周知するに当たり、できるだけ広く、そういった個人情報取扱事業者の手元に届くように活動をしていただければと思う」旨の発言があった。

手塚委員長から「非常に時宜を得た内容で、まず注意喚起をすること、今回、速報的に発出するということは非常に大事である」旨の発言があった。

本議題については、委員会審議における意見を踏まえ、資料の記載内容の一部を委員長一任として修正の上、決定することとなった。

なお、本議題については、配布の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。

（２）議題２：「不正アクセスによる個人データ漏えい防止のための注意喚起」の改訂について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

原案のとおり、決定することとなった。

以上